

こんなときは 労働委員会をご利用ください

- ▶ 労働組合と使用者の間で、労働条件に関しての話し合いがつかず、労働争議が生じている。
解決ため、公平な第三者に、労使間の調整をしてほしい。
- ▶ 個々の労働者と使用者の間で、労働条件に関しての話し合いがつかず、労使紛争が生じている。
解決ため、公平な第三者に、労使間の調整をしてほしい。
- ▶ 不当労働行為（労働組合法により、使用者が労働者に対して行ってはならないとされている行為）が行われているので、救済の申立てをしたい。
- ▶ 労働組合法に定める労働組合であることを審査し、証明してもらいたい。

★労働委員会の利用は無料です。

